

機構の名称変更に関するご案内 Q & A

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日、当機構は、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称が変更となります。通称は「郵政管理・支援機構」です。

銀行員などになりすまし、お客さまの情報や財産をだまし取ろうとする金融犯罪が発生しております。

機構名変更に伴い、当機構職員・銀行員・郵便局員などが「必要なお手続き」などと称してお客さまの暗証番号などをお聞きしたり、通帳・証書、印鑑などをお預りすることは一切ありませんので、十分ご注意ください。

同様に、「郵便貯金を払戻しできなくなる日時が近づいている」ことなどを理由に、お客さまの通帳・証書等をだまし取ろうとする手口も想定されますので、ご注意ください。

機構名変更について

Q 1 いつから機構名が変わりますか？また、新しい機構名は何ですか？

A 1 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に機構名を変更いたします。

新しい機構名は、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」です。

通称は、「郵政管理・支援機構」です。

英文名は、「Organization for Postal Savings, Postal Life Insurance and Post Office Network」となります。

Q 2 なぜ機構名称が変更となるのですか？

A 2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 41 号）の施行によるものです。

同法律により、機構の目的に「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図ること」が追加され、同時に機構の名称を変更することとなりました。

通帳・証書について

Q 3 機構名称変更に伴い、（平成 19 年（2007 年）9 月 30 日以前に預け入れた）定額・定期・積立郵便貯金等の通帳・証書は、何か手続が必要ですか？

A 3 お客さまに行っていただくお手続きはございません。

ただし、平成 19 年（2007 年）9 月 30 日以前にお預け入れいただいた定額・定期・積立郵便貯金等は、全て満期を迎えておりますので、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行でお早めに払戻しのお手続きをお願いします。

Q 4 機構名変更に伴い、口座番号は変更になりますか？

A 4 口座番号に変更はございません。

郵便貯金について

Q 5 機構名変更によって、権利消滅制度はなくなりますか？

A 5 旧郵便貯金法第 29 条の規定に変更はないため、権利消滅制度はなりません。

また、平成 31 年（2019 年）3 月 31 日以前の機構名で発行した催告書について、無効となることはありません。

平成 19 年（2007 年）9 月 30 日以前にお預けいただいた定額・定期・積立郵便貯金等は、全て満期を迎えており、満期後 20 年 2 か月経つと、払戻しが受けられなくなります。

お手持ちの通帳・証書をご確認の上、お早めに払戻しのお手続きをお願いします。

（権利消滅について、詳しくは、次をクリックしてください。）

[「満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ」](#)

Q 6 郵便貯金の預入限度額に変更はありますか？

A 6 郵便貯金の預入限度額に変更はございません。民営化前（平成 19 年（2017 年）9 月 30 日まで）にお預け入れいただいた郵便貯金の預入限度額は、お一人さま 1,000 万円です。

Q 7 機構の名称変更に伴い、変更・廃止となる商品がありますか。

A 7 郵政民営化時（平成 19 年（2007 年）10 月 1 日）のお手続きと異なり、郵便貯金の商品に変更・廃止はございません。

詳しくは、当機構HPの[郵便貯金管理業務の商品概要説明書](#)又は、[約款](#)をご確認ください。

Q 8 機構名称変更によって、郵便貯金の新規預入ができるようになりますか？

A 8 郵便貯金の新規預入はできません。お手持ちの定額・定期・積立郵便貯金等は払戻しのみのお取扱いとなります（通帳式貯金証書に余白があっても預入はできません）。

郵便局の窓口等での取扱いについて

Q 9 郵便局の窓口等での取扱いは変更になりますか？

A 9 変更はございません。引き続き、郵便局の貯金窓口及びゆうちょ銀行をご利用ください。

挨拶状等について

Q 1 0 挨拶状等（満期日経過のご案内など）は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降も送付されますか。

A 1 0 今までどおり、委託先のゆうちょ銀行から送付されます。

郵便貯金は全て満期を迎えておりますので、満期から 10 年目には「満期日経過のご案内」を、満期から 20 年目には「権利消滅のご案内（催告書）」をお届けのご住所に送付いたします。

「権利消滅のご案内（催告書）」の送付日から 2 か月以内に払戻しのご請求がない場合には、郵便貯金の権利が消滅することとなるため、お早めに払戻しのお手続きをお願いします。

なお、「満期日経過のご案内」は、「郵政管理・支援機構」の通称でお客さまに送付いたします。

郵便貯金の「権利消滅のご案内（催告書）」は、「(独) 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」の名称でお客さまに送付いたします。

また、満期を過ぎた郵便貯金をお持ちのお客さまの一部を対象に、当機構から「満期を過ぎた郵便貯金に関する大切なお知らせ」を個別に送付しております。

当該お知らせは、「独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」の名称でお客さまに送付いたします。

※ 当機構は、平成 19 年 9 月 30 日以前にお預け入れいただいた郵便貯金の管理業務を、株式会社ゆうちょ銀行に委託、日本郵便株式会社に再委託しております。